











# ◇ はじめに

- 滋賀県では、将来20年間の道路整備の基本方針となる『滋賀県道路 整備マスタープラン(第2次)』を平成24年3月に策定し、着実に道 路整備を進めてきた。
- この間、人口減少や高齢化、頻発化・激甚化する災害への備え、 ICT技術の進展、加えて、新型コロナウィルス感染症をきっかけと した新しい生活様式へのシフト等、道路をとりまく状況が大きく変 化した。
- また、令和3年度に、県では拠点連携型都市構造への転換を目指す 「滋賀県都市計画基本方針」を策定し、国では今後の広域的な道路 交通の方向性を「新広域道路交通ビジョン」で示された。
- こうした社会情勢の変化や新たな計画を踏まえ、『滋賀県基本構 想』の基本理念である「変わる滋賀 続く幸せ」の実現に向けて、 これからの道づくりの基本方針を明らかにする『滋賀県道路整備マ スタープラン(第3次)(以下「マスタープラン(第3次)」という。) を策定する。

# ◇ 基本的な考え方

- 概ね、今後の20年間(令和4年(2022年)~令和23年(2041 年))を対象
- 社会経済情勢の変化や新たな政策課題にかかる変更要素が生じた場 合は適宜見直し
- 県内の道路ネットワーク(高速道路から主要な市町道までを含む) のあり方を念頭に県管理道路の整備方針を示す
- 国の道路整備計画や交通政策基本計画等、さらに上位の広域ネット ワーク計画や、県内各市町のまちづくりと一体となり、県全体とし て連携を図った道路整備を進める。

# ◇ 本計画の位置づけ

- 本計画は、県政運営の方向性を示す『滋賀県基本構想』に基づく 部門別計画(基本構想実現のための個別計画)として位置付け
- また、概ね20年後の本県のまちづくりを見据えた 『都市計画基本方針」の「拠点連携型都市構造」の実現に向け、 道路整備の視点から目指すべき姿を示す

### Ⅰ-1. 目指すべき将来像の実現に向けて

## 1. 本県の現状と見通し

- 〇人口減少と高齢化の進行 ○道路交通需要の動向と道路整備の推移
- ○交通事故発生状況と歩道整備の進捗 ○地理的特性を活かした経済の発展
- ○自転車需要の状況
- ○国土強靭化(自然災害リスク、道路インフラ施設の老朽化)

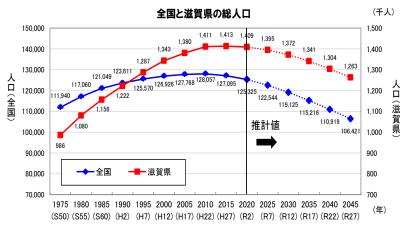


図 全国と滋賀県の総人口の推移と推計

図 令和3年8月の大雨による 道路被害状況

### 2. 滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)の成果

○10年間の成果として小谷城スマートICや湖東三山スマートIC等の供用を はじめ、幹線道路においては、国道422号大石東バイパスや草津守山線整 備、国道365号椿坂トンネル開通など着実に道路整備を進めてきた。

### ○主な整備進捗

•整備路線 :国道422号、国道365号、

草津守山線

·SIC :小谷城、蒲牛、湖東三山

○滋賀県管理道路の比較(H24→R元)

·道路改良延長:1.547.8km → 1.615.9km

:69.4% → 71.4% ·道路改良率

·歩道設置延長:903.7km → 994.2km

・歩道設置率:40.5% → 43.9%

○滋賀県交通事故件数および死者数比較 (H24→R元)

・人口10万人当たりの発生件数 :570.5件 → 257.9件

·死者数:79人 → 57人

○道の駅整備の比較(H24→R元)

·15駅 → 20駅

### 整備箇所の事例



図 国道422号 大石東バイパス 瀬田川令和大橋(大津市))

# 











# Ⅰ-1. 目指すべき将来像の実現に向けて

### 3. 目指すべき将来像の実現に向けて

■目指すべき将来像を実現するための道路整備 ~すべての人がどこにいても安全・快適に移動できる道路整備を目指す~

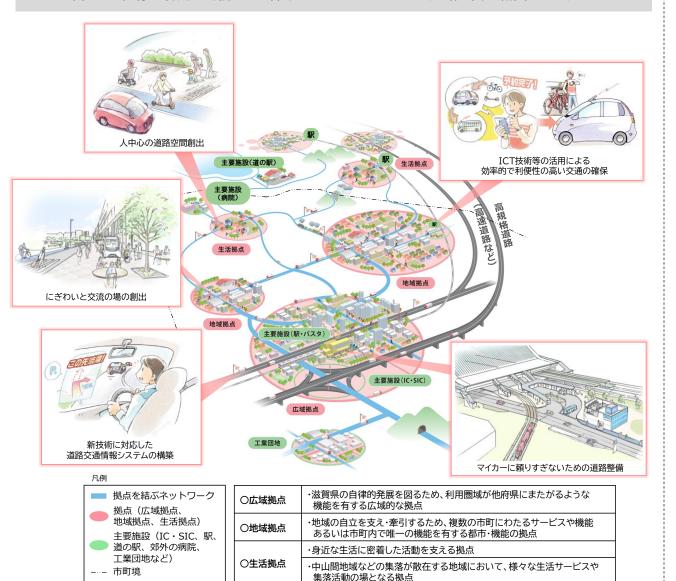
# "県内外の拠点間ネットワークの強化"と

"安全で快適に移動や滞在ができる道路空間の創出"

### 【拠点"間"ネットワーク整備】

県内外の拠点を結ぶ道路ネットワークを形成することで、人やモノの移動の円滑化や安全性の向上を図 り生産力向上に寄与する道路網とします。また、既存施設の機能強化等により、移動の効率化を図る道路 網を形成します。

県民の日々の生活を支え、拠点内の安全・安心な移動を実現する道路空間を形成します。車中心か ら人中心の視点で、多様な移動ニーズに対応するマルチモーダル30)な移動環境の実現や移動だけ でなく滞在など多様な利用を可能にし、活力とにぎわいをもたらす道路空間を創出します。



## I-2. 道路整備の基本方針

取組の柱とそれらを実現するための施策について

取組の柱	施策
	(1) 産業活動や地域交流を支える道路整備(広域ネットワーク) (イ)
<b>1</b> つながる・ ひろがる	(2) 拠点間のアクセス性を高める道路整備(地域ネットワーク)  ○生活拠点や主要施設へのアクセス性を高め、日常生活の移動の安全性向上と 円滑化を図る道路整備★  ○交通結節点(スマートインターチェンジ等)の整備による拠点や主要施設間のネットワーク機能強化★
	(3) 気候変動等へ適応した道路整備(防災)  ○ダブルネットワーク化や無電柱化の推進等による、災害時においても安定的な人流・物流の確保  ○異常気象時における地域の孤立化の防止に資する道路整備の推進  ○道の駅の災害時の利活用を想定した防災拠点としての機能強化
<u>新</u>	(1) 新技術に対応した道路交通情報システムの構築(新技術) 〇事故や渋滞を減らし、CO2削減にも貢献する道路交通情報システムの高度化の 推進
スムーズで クリーン	(2) 環境負荷の軽減(環境) ○C02排出の抑制に資する、交通管理者や交通事業者と連携した公共交通利用 の促進 ★ ○道路整備における再生エネルギーの利活用の推進
新	○歩行者・自転車通行スペースの拡充などにより安全な移動空間を形成 ○車と人が共存できる道路空間への再編
<b>3</b> 快適で _ [編	(2) 街並みや沿道環境に調和した道路空間の整備(生活環境・景観)  〇騒音や振動の抑制、連続した道路緑化などによる、良好な沿道環境への改善  〇地域の個性を活かした、魅力ある街並み・景観の形成
セーフテ	(3) マイカーに頼りすぎないための道路整備(乗換拠点) ○多様な移動手段を利用しやすい駅やバス停・タケシープールなどの乗換拠点の整備 (4) 誰もが利用しやすく、人に優しい道路整備(ユニバーサルデザイン) ○すべての人が利用しやすく、安全で快適な道路環境の形成
<b>4</b> 新	(1) にぎわいと交流の場の創出 (にぎわい) ○曜日や時間帯に適した道路の使い方による、にぎわいのある道路空間の創出★

居たくなる

新:マスタープラン(第2次)から新たに追加した項目

○地域内において提供される自動運転等への対応

★

★ : 滋賀県都市計画基本方針における拠点連携型都市構造の実現に関連する項目

○様々な移動をシームレスにつなぐMaaSなど新たな交通マネジメントの導入★

# 











## I-2. 道路整備の基本方針

### 2. アセットマネジメントの推進による既存施設の計画的修繕

- ○橋梁、舗装、トンネルやその他の道路施設は、高度成長期の集中的整 備から、整備後50年を経過するものもあり、今後も施設がさらに増 加するとともに、老朽化が進行。
- ○目指すべき将来像を実現するための道路整備を達成するためには、 新設だけでなく、整備後の道路の維持管理が不可欠なことから、損 傷が大きくなるまでに修繕を行う「予防保全」のもと、計画的なア セットマネジメントを推進。
- ○実施においては、「滋賀県橋梁長寿命化修繕計画」に基づきながら、 「施策の現状分析」「将来予測」「経営健全化」「投資、財政計画などの 経営計画」を考慮した上で、新技術を活用した構造物点検や日常の 維持管理システムを構築し、維持管理の高度化・効率化を実現する。

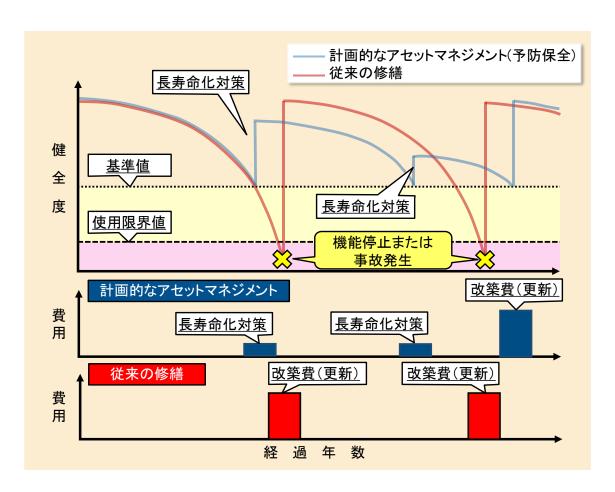


図 計画的なアセットマネジメントによるコストの削減

## Ⅱ-1. 道路整備の取組方針

- 効率的・効果的な整備
- (1) 道路整備の優先順位の明確化【客観的評価マニュアル】 ~どこに、どんな道路が、いつまでに必要か~
- ○道路事業は住民や企業等に対して、より投資効果の高い事業を限られた財 源の中で効率的に実施する必要がある。
- ○今後の道路整備は、社会に大きな効果を与える事業の優先整備や既存道路 の有効活用、新技術の活用による効率的・効果的な整備が必要。
- ○また、道路単体で考えるのではなく、国や市町のまちづくりや公共交通と 連携し、より住民が住み良いと思える環境づくりに貢献することが重要。
- ○さらに、既に計画されている道路事業についても、社会経済情勢の変化や 施策の進捗などを把握し、継続的な検証と見直しも必要。

# 【客観的評価マニュアル】

- ○事業の優先順位を客観的に評価するため、事業目的や費用対効果などの項目 の点数化をマニュアル化したもの。
- ○事業ごとに評価項目を点数化した上で総合評価により整備の優先順位を決定す る。

### 【マニュアル(現行)】

道路改築 事業

①必要性、②走行改善効果、③進捗状況(継続事業の場合)、④事業熟 度、⑤地域特性

交通安全 事業

①計画の位置付け、②道路利用状況、③必要性、④進捗状況、⑤事業熟

### 【マニュアル(見直し)】

拠点間ネット ワーク整備

①取組の柱の実現、②その他評価項目、③費用便益比、④地域特性

拠点内道路

①取組の柱の実現、②その他評価項目、③地域特性



マスタープランの見直しを踏まえた評価指標や配点の見直し

# 





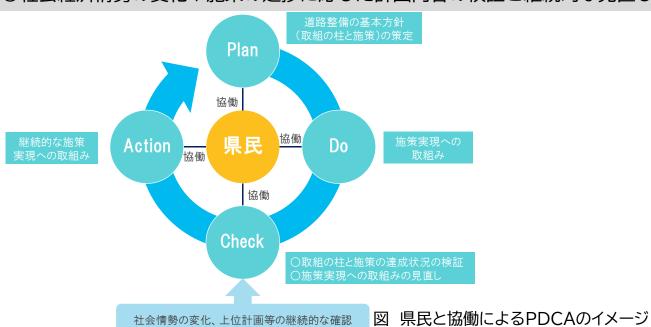






# Ⅱ-1. 道路整備の取組方針

- 1. 効率的・効果的な整備
- (2) 既存道路を最大限活用 ~課題を的確に捉え、効果的に解消~
- ○道路管理者や交通管理者等と連携した既存道路ストックの機能強化等の推進
- (3)新技術の活用 ~DXの推進やICT技術を活用した整備~
- ○自動運転やAI技術等のインフラDXによる 道路整備や維持管理等の道路事業効率化
  - 2. まちづくり等と連携・一体化した整備
- (1) 国の広域ネットワーク計画と連携した道路整備
- (2) 市町のまちづくりと一体となった道路整備
- (3)公共交通との連携による輸送分担の推進
- ○道路単体で考えるのではなく、国や市町のまちづくりや公共交通との 連携・一体化し、より住民が住み良いと思える環境づくりが重要
  - 内容検証と継続的な見直し
- ○社会経済情勢の変化や施策の進捗に応じた計画内容の検証と継続的な見直し





# 【(仮称)道路整備アクションプログラム2023】

- ○本県は、地域毎に異なる気候、人口、産業構成や交通環境など、多様 な地域特性を有していることから、各地域における重点施策を位置づ け、各地域の道路整備の方向性を示すことが必要。
- ○マスタープラン(第3次)の基本方針を受け、地域住民や道路利用者、 各道路管理者等と協働し、各地域の道路整備計画を策定する。

### 【地域別アクションプログラム】

道路整備マスタープランの具体的 な実行計画として、地域別に路線 名・箇所名、実施時期を明記した アクションプログラムを作成し、 公表する。

・掲載対象道路: 高速道路、国道、県道、主な市町道 (都市計画道路)を含む。)

・対象期間 : 10年(前期5年・後期5年)

· 対象地域区分: 大津土木事務所管内

南部土木事務所管内

甲賀土木事務所管内

東近江土木事務所管内

湖東土木事務所管内 長浜土木事務所管内

木之本支所管内

高島土木事務所管内



図 滋賀県土木事務所管内図